

# スポーツ及び芸術文化活動合宿誘致事業補助制度について

## 内 容

奥州市では、奥州市内でスポーツ又は芸術文化活動合宿を実施する団体（合宿団体）に対し、合宿に要する経費（交通費、宿泊費及び施設使用料）の一部を補助します。

## 補助対象団体

補助の対象となる合宿団体は、以下のとおりです。

- ① 岩手県外の高校、専門学校、高専、大学が設置するスポーツ又は芸術文化活動を行う部<sup>※1</sup>等
- ② 岩手県外の企業が設置するスポーツ又は芸術文化活動を行う部<sup>※2</sup>等
- ③ 複数の①や②で組織する部（合宿を合同で開催するために組織する場合を含む。）等
- ④ その他奥州市のスポーツ又は芸術文化の振興に資すると市長が適当と認める岩手県外の団体

<sup>※1</sup>指導を行う者がいる団体に限る。

<sup>※2</sup>当該活動を生業として、その対価を得る者（プロ選手等）が所属する団体を除く。

## 補助対象事業

補助の対象となる合宿は、次のいずれにも該当するものです。

- ① 奥州市内の体育施設又は文化施設で行う合宿であること。
- ② 合宿の参加者が10人以上であること。（乳幼児、小学生、中学生、保護者を除く。）
- ③ 奥州市内の宿泊施設に連続して2泊3日以上宿泊すること。（延べ宿泊者数が20人以上）
- ④ 合宿の目的が大会や会議等への参加でないこと。
- ⑤ 宗教的、政治的又は営利的な目的でないこと。
- ⑥ 奥州市から、同一年度内において本制度の補助又はその他補助を受けたことがないこと。
- ⑦ 合宿の期間中に、奥州市民を対象として、次のいずれかを実施すること。

ア 練習の公開やその内容の解説（指導者による解説等）

イ スポーツ又は芸術文化活動を通じた交流活動

ウ スポーツ又は芸術文化活動に関する講演会や講習会など

エ その他奥州市のスポーツ又は芸術文化の振興を促進すると市長が適当と認める活動

## 補助金の額

補助金の額は、次に掲げる区分に応じて算定した額を合算した額です。（上限は40万円）

- ① 交通費  
合宿の参加者数×1,000円～5,000円<sup>※3</sup>又は実費の合計額を比べて、いずれか少ない額
- ② 宿泊費  
延べ宿泊者数×3,000円又は実費の合計額を比べて、いずれか少ない額
- ③ 施設使用料  
奥州市内の体育施設又は文化施設の使用料の2分の1に相当する額<sup>※4</sup>

<sup>※3</sup>合宿団体の拠点から奥州市内の宿泊施設までの距離に応じる。

<sup>※4</sup>奥州市民を対象とした活動で料金を徴収する場合は、その活動期間分の使用料を除く。

奥州市 協働まちづくり部 生涯学習スポーツ課

岩手県奥州市江刺大通り1番8号 電話：0197-35-2111（代表） Fax：0197-35-7466